

購入型クラウドファンディングプラットフォーム運用基準ガイドライン

一般社団法人 日本クラウドファンディング協会

1. 本ガイドラインと本協会参加各社の運用基準との関係

本ガイドラインは、本協会参加各社から寄せられた様々な意見をもとに、購入型クラウドファンディングプラットフォームに関係する者の標準の指針として定めたものであるが、本協会参加各社の運用基準を直接コントロールするものではない。

2. 購入型クラウドファンディングプラットフォーム等の定義

- (1) 「購入型クラウドファンディング」とは、実現したいアイデアを持つ者（以下「実行者」という。）が、完成した物、コンテンツ、チケット、付随グッズや特別な体験券などを提供すること（以下、総称して「リターン」という。）を約束することでアイデアの実現に必要な資金を集める仕組みをいう。
- (2) 「購入型クラウドファンディングプラットフォーム」とは、購入型クラウドファンディングができるツールを提供するプラットフォームサイトをいう。なお、購入型クラウドファンディングプラットフォームの運営主体を以下「プラットフォーム」といい、実行者がプラットフォームで実施する具体的な購入型クラウドファンディングを以下「プロジェクト」という。

3. プロジェクトの掲載審査について

プラットフォームは、以下の点に留意してプロジェクトの掲載審査を実施するものとする。特に掲載審査において実行者の身分確認をするとともに、実行者のプロジェクト紹介ページにて実行を約束している事項の実現可能性及びリターンの実現可能性の合理的な審査、並びに実行内容に必要な許認可や権利の有無の確認等を実施するものとする。

① プロジェクトの審査体制の整備

プラットフォームは、プロジェクト審査に関して、プロジェクトサポート部門から独立した部署の審査を一つ以上実施するものとし、プロジェクトに関して審査の部門とプロジェクトサポート部門の間で相互に牽制が図られる体制を構築しなければならない。

② プロジェクトページに関して

プロジェクトの実施主体は実行者であり、プラットフォームは、プロジェクトページの表記に関して原則として責任を負うものではないが（プラットフォーム自らが実行者になっている場合を除く）、実行者に対して、各種法令に違反することがないように促すものとする。

また、プラットフォームは、それぞれのプロジェクトの取引条件（金額、リターン時期、All or Nothing のプロジェクトであるか、それ以外のプロジェクトであるかを含むがこれに限らない）についても、わかりやすい表記にするように実行者に対して促すものとする。

4. プラットフォームが独自に定める掲載基準とプロジェクトの中止

プラットフォームに掲載するプロジェクトはプラットフォームが独自に定める掲載基準に適合することを前提とするものとする。その上で、プロジェクトが掲載基準に適合しないとプラットフォームが判断した場合（掲載審査後に判断した場合を含む）には、プラットフォームの意思でプロジェクトを停止する権限を規約に明記する等の方法で確保しておくことが望ましい。

5. 第三者の権利の保護

名誉権、プライバシー権、著作権、商標権、肖像権など、第三者の権利については十分尊重するとともに、積極的に保護する必要がある。そのため、それらの権利を侵害するようなプロジェクトやリターン、侵害するおそれのあるプロジェクトやリターンについては、掲載すべきではない。また、掲載されたプロジェクトやリターンに対し、権利者から権利侵害である旨を示す合理的な指摘があった場合には、実行者が主体となって対応することを前提とした上で、プラットフォームとしてもその指摘に誠実に対応することが必要である。

6. リターンの状況報告等

プラットフォームにおいては、資金を提供してリターンを受け取ること（以下「支援」という。）を申し込んだ者（以下「支援者」という。）に実行者がリターンの状況等を報告できるツールを提供するものとする。

なお、プラットフォームは、実行者に対してリターン状況の確認を適宜実施のうえ、リターンが遅延する可能性があることを把握した場合、ただちにその旨を支援者に報告するよう実行者に対して促すものとする。

7. 支援者に対するリスクの提示

プラットフォームにおいては、購入型クラウドファンディングにおけるリスクを支援者が見やすい場所に表示するものとする。

特に支援後のキャンセルの可否（可の場合はキャンセル方法等も含む）等については、個々のプロジェクトページにおいて可能な限り具体的に明示することが望ましい。

8. 資金の管理方法について

プラットフォームは、実行者へ支払うべき資金の分別管理を徹底し、実行者への支払いの遅延を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

9. 情報セキュリティについて

プラットフォームは、実行者に関する情報及び支援者に関する情報等を適切に管理するものとし、当該情報セキュリティのために必要な措置を講ずるものとする。

10. 個人情報の取扱い

プラットフォームは個人情報保護法を遵守するとともに、実行者に対しても個人情報保護法の遵守を求めなければならない。

11. 苦情・相談窓口の設置

プラットフォームは、支援者向けの苦情・相談窓口を設置するものとし、当該窓口に対して連絡があった場合は適切に対応するものとする。

12. 反社会的勢力・資金洗浄の排除について

プラットフォームは、反社会的勢力や公序良俗に反する団体の利用、もしくはマネー・ロンダリング及びテロ資金供与等その他のプロジェクトの悪用を排除するべく事前の確認に努めるものとする。

13. 協会会員間の情報共有について

本ガイドラインに即した取り組みを本協会参加各社が個別に推進することはもちろんのこと、購入型クラウドファンディングが新しいサービスであることに鑑み、随時、情報共有をし、当ガイドラインについても適宜改訂するものとする。

以上

2015年11月制定

2019年1月改訂